

吉田町立小・中学校管理規則の新旧対照表

改正後	現行
<p>(学校評議員)</p> <p>第32条 学校に、学校評議員を置くことができる。ただし、次条の規定により学校運営協議会を置く学校を除く。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(学校運営協議会)</p> <p>第32条の2 教育委員会が必要と認める学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、<u>学校運営協議会を置くものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(学校評議員)</p> <p>第32条 学校に、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者<u>の</u>うちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p>